

# 社協だより

2020  
7/1

vol.145

犬山市松本町四丁目21番地（犬山市民交流センター内） TEL62-2508 FAX62-9923  
ihukusi@gld.mmtr.or.jp http://inuyama-welfare.net/

「ふ」だんの「く」らしを「し」あわせに

## 令和2年度 会員募集のご案内

**社会福祉協議会**（「社協」）は、社会福祉法で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉団体」として定められ、全国の都道府県・市区町村ごとに一つ設けられています。

市民の皆さまをはじめ、町会長、民生児童委員、ボランティア、福祉団体等の幅広い住民の参加により、個々の人が人として尊重され、地域において誰もが安心して暮らしていけるように、一人ひとりの住民自らが相応の力で福祉活動に参加し、ともに助け合い、支え合いをおこなう「福祉のまち」をめざして活動しています。



**会員**とは、社協の社会福祉への取り組みにご理解をいただき、会費を納めることによって事業活動への支援をしていただく方のことです。会員になることで、犬山市内での地域福祉活動に参加していただくこととなります。



**財源**とは、社協が地域福祉活動をおこなう上で、必要な収入のことです。

市民の皆さまからお寄せいただく、会費収入、寄付金、共同募金の配分金が貴重な自主財源となっております。



本年度も、どうぞ会員加入と会費納入にご協力をよろしくお願いいたします。

会費のとりまとめは、町会長さん、班長さんを通じて、特別会員と法人会員は民生児童委員さん、社協支部役員さんを通じてお願いしています。

○会員の種類と募集月間 ※何口でも可

一般会員：一□ 500円 〈募集月間〉7月

特別会員：一□ 2,000円

法人会員：一□ 3,000円

# 令和2年度 事業計画、予算

## 重点推進事項 (抜粋)

### 1. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的な支え合いの仕組みを2020年代初頭までに構築していく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは犬山市においても着実に前進しております。本会としても行政、地域包括支援センターと協働し、地域住民、ボランティア等により構成される協議体から上がる生活課題を参考としてその解決に努めていきます。

現在、最も成果の上がっている高齢者等の地域の交流場所としての「地域サロン」活動については、より多くの地域で開設されるよう引き続き支援してまいります。

### 2. 「発展強化計画」の策定

本会は、法人設立後38年を迎えようとしています。その間、社会構造、情勢の変化により本会を取り巻く環境や求められる役割、果たすべく役割も大きく変わってきており、本分である地域福祉の課題改善の取り組みが一層期待されています。

その一方で、本年度の事務所移転に伴って賃料等の発生や補助金の削減など新たな負担が見込まれています。そうした状況も織り込みつつ、いわゆるヒト・モノ・カネ・情報の限られた経営資源を有効に活用できるように本会の基本的な立ち位置を定めるとともに、法人のサステナビリティ（持続可能性）を高めることが喫緊の課題となっております。

そのため、職員の意識改革、組織風土改革、既存事業の整理や新規事業展開のために本会の目標と経営方針を明確にした「発展強化計画」が成案を得るように努めてまいります。

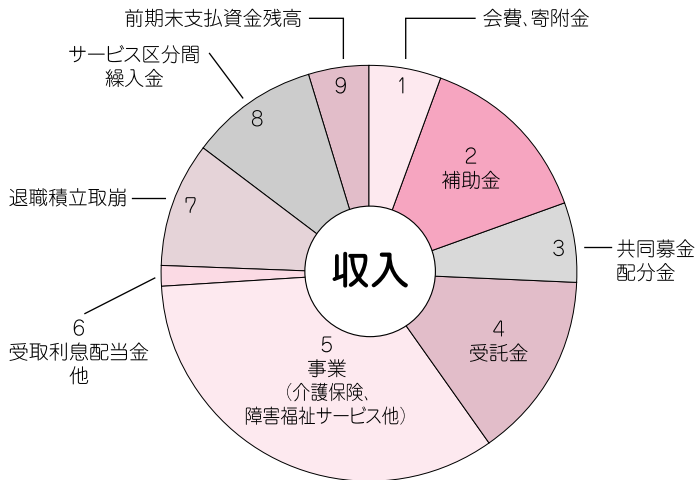
### 3. 障がい者(児)相談支援体制強化への取り組み

障がい者(児)への計画相談支援は高齢者福祉分野に比べ、対象が幼児から高齢者と価値観等の異なる幅広い世代への対応を要すること。また、身体、知的、精神と全く違う障がい特性に合わせた支援を要する等相談支援員は多種多様なニーズに応える高いスキルが求められています。その一方で、依然として事業採算性や人材確保の面から取り組む事業者は、現在市内に少ない状況にあります。

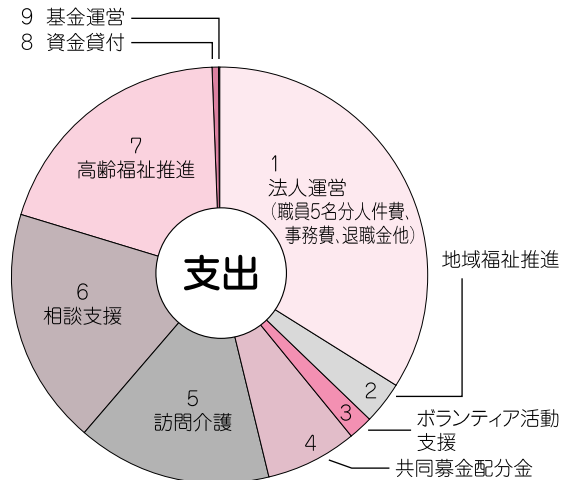
本会としては、障がい者(児)の皆さんが安心して地域で暮らしていけるよう「障害者基幹相談支援センター」と連携を図り、引き続き注力して取り組んでまいります。

## 予算総額 184,131千円

### 収入の部



### 支出の部



番号	科目(収入名)	金額(千円)	割合(%)
1	会費、寄附金	10,364	5.6
2	補助金	25,590	13.9
3	共同募金配分金	11,362	6.2
4	受託金	26,728	14.5
5	事業 (介護保険、障害福祉サービス他)	62,162	33.8
6	受取利息配当金 他	2,876	1.6
7	退職積立取崩	17,880	9.7
8	サービス区分間繰入金	18,481	10.0
9	前期末支払資金残高	8,688	4.7

番号	科目(事業名)	金額(千円)	割合(%)
1	法人運営 (職員5名分人件費、事務費、退職金他)	62,595	33.9
2	地域福祉推進	6,120	3.3
3	ボランティア活動支援	3,493	1.9
4	共同募金配分金	12,986	7.1
5	訪問介護	27,817	15.1
6	相談支援	33,826	18.4
7	高齢福祉推進	36,271	19.7
8	資金貸付	992	0.5
9	基金運営	31	0.1

※事業計画。予算及び事業報告、決算については、詳細をホームページからご覧になることができます。

# 令和元年度 事業報告、決算

## 重点推進事項について (抜粋)

### 1. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的な支え合いの仕組みを構築していく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、犬山市においても着実に進んでいます。高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が中心となり、市内5地区で地域住民が主体となって活動する第二層協議体に積極的に参加し、地域の福祉課題の把握に努めました。

また、高齢者等の地域の交流場所としての「地域サロン」活動がより多くの地域で開設されるよう支援を行いました。

### 2. 「発展強化計画」の策定

職員の意識改革、組織風土改革、既存事業の整理や新規事業展開のための本会の目標と経営方針を明確にするため次年度も引き続き策定に向け歩を進めます。

### 3. 障がい者(児)相談支援体制強化への取り組み

昨年度より市受託事業として運営を開始した「障害者基幹相談支援センター事業」も2か年目を終了し、包括的な相談支援機能も着実に向上し、障がい者(児)とその家族の安心安全な暮らしを支え、またその暮らしを支える地域の仕組み作りも進み、地域福祉の向上を図ることができました。

また、障害者自立支援協議会の活動も、当事者、保護者や支援者との協働により部会活動のさらなる充実を図ることができました。

### 4. 社協経営の改善、安定化への取り組み

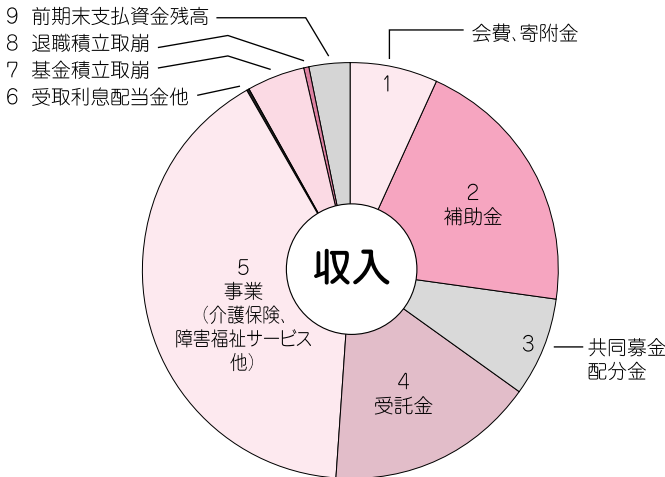
本会の自主事業である介護保険事業、障がい福祉事業については、訪問介護事業といきがいサロン事業（通所介護基準緩和型サービス）の黒字化と職員配置の最適化。加えて、相談支援事業の収支改善により、事業活動計算書は前年対比で大幅な改善をすることができました。

引き続き、収支均衡に向け、職員一丸となって事業に取り組んでいきます。

### 5. 福祉会館閉館に伴う円滑な事務所、事業所移転と関係団体の支援

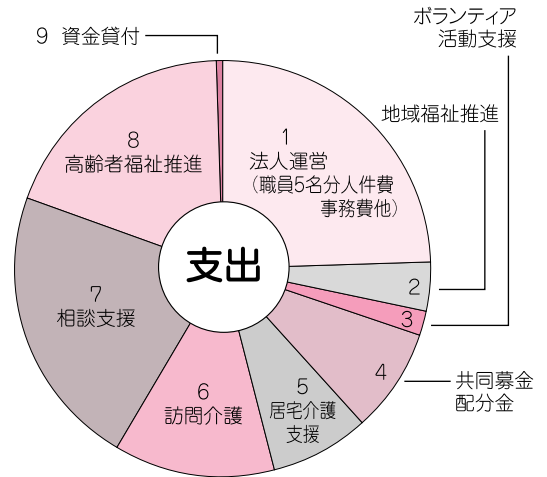
### 6. 西尾張ブロックボランティアフェスティバルの開催

収入決算額 154,768,510円 (内部取引消去後)



科目(収入名)	金額(円)	割合(%)
1 会費、寄附金	10,528,300	6.8
2 補助金	31,567,684	20.4
3 共同募金配分金	11,985,638	7.7
4 受託金	25,115,207	16.2
5 事業 (介護保険、障害福祉サービス他)	62,826,152	40.6
6 受取利息配当金 他	339,536	0.2
7 基金積立取崩	7,000,000	4.5
8 退職積立取崩	558,000	0.4
9 前期末支払資金残高	4,847,993	3.2

支出決算額 146,181,204円 (内部取引消去後)



科目(事業名)	金額(円)	割合(%)
1 法人運営 (職員5名分人件費、事務費他)	35,833,002	24.5
2 地域福祉推進	5,619,681	3.8
3 ボランティア活動支援	2,790,796	1.9
4 共同募金配分金	11,884,474	8.1
5 居宅介護支援	11,235,366	7.7
6 訪問介護	18,314,964	12.5
7 相談支援	32,147,763	22.0
8 高齢者福祉推進	27,801,777	19.0
9 資金貸付	553,381	0.5

差引き **8,587,306円** 次年度へ繰越

# 令和元年度 主な事業内訳

## 1 法人運営事業

- 理事会〈4回開催〉、評議員会〈2回開催〉
- 会員募集〈17,887件〉
- 寄附の状況〈12件〉

## 2 地域福祉推進事業

- 地域のふれあいサロン活動を支援〈35団体〉
- 社会福祉協議会支部活動の助成〈6地区〉
- 車いすの貸出〈148件〉
- 福祉車輛の貸出〈51件〉
- 綿菓子機、ポップコーンメーカーの貸出〈30件〉
- プロジェクター、スクリーンの貸出〈25件〉
- 高速印刷機の利用提供〈2,562団体〉
- 社協だより〈年3回発行〉
- 秋桜健康福祉まつりの開催〈11/3〉
- 結婚相談所の開設〈45日、お見合い23件〉
- 心配ごと相談〈22日、相談15件〉

## 3 ボランティア活動支援事業

- ボランティアセンター〈相談152件、登録136グループ4,006人、個人31人〉
- ボランティア団体活動助成〈47グループ〉
- ボランティア連絡協議会活動助成
- ボランティア養成講座の開催
  - ・きこえのサポーター養成講座
  - ・書いて伝えるボランティア講座
  - ・手話講座
- 夏休み福祉体験学習〈26施設、参加者13校216人〉

## 4 共同募金配分金事業

- 95歳敬老記念品贈呈〈68人〉
- 初めて出会う絵本プレゼント事業〈257人〉
- 車いす購入費助成〈10件〉
- シルバーカー購入費助成〈78件〉
- 修学旅行参加支度金助成〈162人〉
- 弁護士による無料法律相談〈11日、82件〉
- 福祉実践教室〈12校、参加児童・生徒1,311人〉
- 生活困窮者支援資金貸付〈15件〉
- 法外援護、食料支援〈43件〉
- 福祉団体活動支援〈7団体及び単位子ども会〉

- 低所得世帯等への歳末慰問金品贈呈〈475世帯、476人〉
- 子ども会交流会助成〈10件、参加者957人〉
- 視覚障がい者交流会〈61人〉
- 福祉団体実施事業支援〈6事業〉
- 声の広報〈利用者17人〉
- おもちゃ図書館・病院〈63日595人 貸出数220点、修理数279点〉
- こころの居場所「はなみずき」開設〈21日、参加者336人〉

## 5 居宅介護支援事業

- 介護予防サービス計画作成〈204件〉
- 居宅介護サービス計画作成〈663件〉

## 6 訪問介護事業

- 訪問介護〈4,370回、3,427時間〉
- 障がい者居宅介護等〈2,179回、1,868時間〉
- 障がい者地域生活支援〈124回、173時間〉

## 7 相談支援事業

- 障がい者計画相談支援〈319件〉
- 障がい児計画相談支援〈98件〉
- 障害者基幹相談支援センター相談支援〈265人、2,815件〉
- 日常生活自立支援事業〈利用者20人〉

## 8 高齢福祉推進事業

- 老人クラブ指導員の配置
- 敬老事業「75歳のつどい」開催〈参加者369人〉
- いきがいサロンの運営〈利用者延べ7,425人〉

## 9 資金貸付事業

- 生活福祉資金〈1件〉

## 10 基金運営事業

- 市民福祉基金  
〈R2.3.31現在 積立額111,426,556円〉
- 運営基金  
〈R2.3.31現在 積立額10,819,000円〉



# 令和2年度 社会福祉協議会助成事業のご案内

～市民の皆さまからお寄せいただく“会費”や“共同募金”を活用して実施しています～

それぞれの申請は、社会福祉協議会(社協)にお越しください。申請書類様式は、犬山市社協のホームページからダウンロードできます。

## ふれあいサロン運営の助成

地域でのつながりづくりのため、地域住民により自発的に催されるサロンの運営費用を助成します。また、新規にサロンを立ち上げる場合は、準備金も助成します。

▼対象：地域住民に広く周知、参加を募り、かつ自主的、継続的な活動計画によりおこなわれるサロン活動住民団体

▼助成額：○活動助成／一回1,000円、年度内上限48,000円

※年間6か月、6回以上開催が必要です

○準備金／15,000円

※立ち上げ時に限る

▼申請方法：詳しくは社協にお問い合わせください。

## 初めて出会う絵本プレゼント

お子さんの健やかな成長を願って絵本を2冊プレゼントします。

▼対象者：5ヶ月児

▼実施日：毎月第3水曜日(※祝日と重なる場合は翌週)

▼実施時間：10時30分～11時30分

▼場所：犬山市保健センター2階 すこやか広場

▼持ち物：母子健康手帳

※申請は必要ありません。また、実施日に来られない場合は、1歳未満であれば社協でお渡しします。

## 修学旅行参加支度金助成

要・準保護家庭等の児童、生徒を対象に修学旅行の参加支度金を助成します。

要・準保護家庭の方につきましては、小・中学校を通じ支給しますので、個別の申請は不要です。

なお、上記以外の方で次に該当する方は社協へ直接申し込みをしてください。

▼対象：市内在住の母子父子家庭医療受給中の方で、今年度小・中学校、高等学校の修学旅行に参加される児童生徒。

▼助成額：小学生 10,000円

中学生 15,000円

高校生 20,000円

▼申請方法：印鑑、母子父子家庭医療受給者証、修学旅行の日程等が分かるもの。高校生は学生手帳(写し可)を持参の上、申請してください。

※旅行後でも年度内であれば助成します。

## 子ども会活動助成

地域で活躍する子ども会の活動費用を助成します。

▼対象：犬山市子ども会育成連絡協議会に登録していない単子子ども会

▼助成額：5,000円

▼申請方法：印鑑、子ども会員名簿、行事計画書等内容がわかるものを持参の上申請してください。

## 子ども会交流事業開催助成

地域の子どもの会の行事等に高齢者を招待して交流会をしませんか？

世代間交流を目的とする行事開催費用を助成します。

▼助成額：参加者1人につき500円

(食事を伴わない場合300円)

※上限50,000円

▼申請方法：印鑑、行事計画書等内容がわかるものを持参の上、開催の1ヶ月前までに申請してください。



## シルバーカー購入費助成

高齢者の外出支援のために、シルバーカー購入費用を助成します。

▼対象：市内在住の65歳以上の方

※再申請は前申請から3年間の経過を要す

※シルバーカーは中古品不可

▼助成額：5,000円

▼申請方法：シルバーカー購入後に健康保険証等の写し、領収書の写し、印鑑及び振込先預金口座通帳の写しを持参の上、申請してください。

## 車いす購入費助成

歩行が困難な方の外出支援のために車いすの購入費用を助成します。

▼対象：市内在住の歩行が困難な方

※障害者補装具費支給や介護保険制度福祉用具レンタルを受けられる方を除く

※車いすは中古品不可

▼助成額：8,000円

▼申請方法：車いす購入後に健康保険証等の写し、領収書の写し、印鑑を持参の上、申請してください。

## 共育(共に生きる心を育む)の福祉教育が始まります!

社会福祉協議会では、市内の小中学校で福祉教育の一環として、障がい当事者、ボランティア、各学校の協力のもと下記の項目の「福祉実践教室」を主催しています。

### 《教室の項目例》

- 車いす体験 ○手話体験 ○要約筆記体験
- 点字体験 ○盲導犬体験
- 視覚障がいガイド体験 ○高齢者疑似体験



車いす体験(北小)



要約筆記体験(城東小)



点字体験(城東小)

また、これら専門的な項目を学習するにあたって、「ふくしてなあと」という事前に総合的な福祉学習の機会も提供しております。

昨年は市内の小中学校12校、総勢1,311人が取り組みました。「福祉実践教室」そのものが初めての小学生から、「小学校のとき点字をやったから、要約筆記に挑戦。」という中学生まで、さまざまな学年の生徒さんが実際に福祉体験しました。

このような学習の機会を小中学生の皆さんに提供し、障がいや老いることに対する正しい理解を持ち、社会福祉への関心を高めることを目的としています。障がいをもつ人も、そうでない人も共生していける世の中の第一歩です。



事前学習(羽黒小)

## 地域のサロンのサポーター募集

### ふれあいサロンの 運営サポートボランティアを 募集しています。

(笑顔と生きがいがあふれる活動です)

身近な場所でのつながりの場として、犬山市内でふれあいサロンが5月末で35か所となり、年々犬山市内にも増えています。

ちょっとした空き時間、何かやってみようかなという思いを行動にサロン運営のお手伝い(お茶だし、お話し相手)をしませんか。定期的のお手伝いができなくても、男性が得意な力仕事など臨時的なふれあいサロンの行事(田楽会などの季節行事)のサポートも大歓迎です。

サポート役からいつか自分の近所でもふれあいサロンが出来るようになるかも。

お近くのふれあいサロンを紹介いたします。ぜひ、ボランティアセンターまでご相談ください。



## ボランティア相談室の紹介

ボランティア相談室では、ボランティア活動の悩みとボランティアに関するあらゆる相談に応じています。

▼日時: 毎週月曜日 午前10時~午後3時

▼場所: 社会福祉協議会内 TEL(62)2508

### ■ ボランティアをはじめたいと思ったら……

「相談室」にはさまざまなボランティア依頼がきています。個人的な特技や趣味を活用したい方、福祉施設で活動したい方、ボランティア活動に関心のある方、ぜひ一度「相談室」にお越しください!

### ■ ボランティア活動を始めたら……

活動を「無理なく」「継続的に」また、「有意義に」行うために、次の点を心掛けましょう。

### ボランティア10か条

- ① 自分に合った身の回りのことから手がけましょう
- ② 相手のニーズ(求めること)に合わせて活動しましょう
- ③ 無理のない計画をたてましょう
- ④ 約束は守りましょう
- ⑤ 秘密は守りましょう
- ⑥ たえず学習し、自分を成長させましょう
- ⑦ 宗教や政治活動とは区別しましょう
- ⑧ 謙虚さも大切にしましょう
- ⑨ まわりの理解と協力を得ておきましょう
- ⑩ 安全対策に充分は配慮しましょう

## 大切なお知らせ

# いつもの活動に、これから始める活動に安心を！ ボランティア保険に加入しましょう！

ボランティア活動保険は、ボランティア・NPO活動中にボランティア自身がケガをした（傷害事故）、他人にケガをさせてしまった、他人の物をこわしてしまった（賠償事故）などを幅広く補償します。

### ボランティア活動保険

#### ▼対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」（実費弁消費程度のもは無償とみなします）  
※町内活動やPTA活動等は対象外になります。

#### ▼補償の対象

- 傷害保険 ボランティア自身のケガ
- 賠償責任保険 他人をケガさせてしまった。他人のものを壊してしまった。

#### ▼掛 金

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本プラン	250円	300円	350円
天災プラン	400円	500円	600円

#### ▼対 象 個人・ボランティア団体

#### ▼補償期間

加入手続きの翌日から令和3年3月31日まで

### ボランティア行事用保険

#### ▼保険の加入対象者

ボランティア団体、NPO法人等の常にボランティア活動を推進している民間団体

#### ▼補償の対象

- 傷害保険 ボランティア自身のケガ
- 賠償責任保険 他人をケガさせてしまった。他人のものを壊してしまった。

#### ▼補償の対象となる活動

加入対象者となる団体が主催者となって行うボランティア活動に関わる行事を補償します。

#### ▼掛 金

日 帰 り	30円～265円／人
宿泊行事	251円～385円／人

※内容により異なります。お問い合わせください。

## ボランティア連絡協議会の紹介

犬山市ボランティア連絡協議会（略してボラ連）はボランティア活動を志す人がお互い助け合い、協力しあって、活動の輪を広げ、地域に役立つことを目的に、昭和60年に結成されたものです。

ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ128グループのうち、27の団体と4名の個人ボランティアで構成されてます。

広く市民を対象にボランティアについての関心を高め、ボランティア間の交流を深める場として、毎年「ボランティアのつどい」があります。今年度は令和3年3月20日（土）に犬山市民文化会館、南部公民館にて開催されます。

令和2年度のスタートにあたり、「ボラ連」のブログ、題名「犬山市ボランティア連絡協議会のブログ」ができました。

アドレス <https://ameblo.jp/inuyama-boraren/>

まだまだ、スタートしたばかりですが、犬山のボランティア活動に興味のある方は一度のぞいてみてください！





～ご利用ください～

## 令和2年度 社会福祉協議会各種用具、機材の貸出しのご案内

### 車いすの貸出し

高齢者等の外出支援のために車いすを貸し出しています。

- 対象：ケガや病気により歩行が困難で一時的に車いすが必要な方
- 貸出期間：3か月以内
- 料金：無料



### 福祉車両の貸出し

歩行が困難であったり、車いすを利用されている方の外出支援、社会参加のために福祉車両の貸し出しています。

車いすスロープ車と後席リフトアップ車を用意しています。

- 対象：市内在住の歩行困難な高齢者、身体障がい者及び疾病、傷病等により歩行困難な方
  - 貸出期間：月1回、4日以内
  - 料金：無料（燃料代として10kmまで100円、10kmを超えるごとに追加100円）
- ※普通免許取得後1年以上を経過した運転者が必要となります。



それぞれの申請は、社会福祉協議会（社協）にお越しください。

※申請書類様式は、ホームページからダウンロードできます。

### ポップコーンメーカー、綿菓子機、プロジェクターの貸出し

地域で活動する団体等が開催する非営利のイベントや学習会に活用できる機材を貸し出しています。

- 対象：町内会、ボランティア団体、市民活動団体、及び地域福祉活動団体
- 貸出期間：一週間以内
- 料金：無料



～市民の皆さまからお寄せいただく“会費”や“共同募金”を活用して実施しています～

### 社会福祉協議会事務所が移転しました

4月1日より、社協事務所、事業所を犬山市民交流センター「フロイデ」（犬山市松本町四丁目21番地）1階に移転しました。



〈移転した事務所、事業所〉

- ・犬山市社会福祉協議会事務局、ボランティアセンター
- ・指定訪問介護事業所
- ・障がい者地域相談支援センター

※電話、FAX番号は変わりません。

### ご寄附ありがとうございます

#### ○一般寄附（R2.1.1～R2.6.10）

匿名様	1,000円
オルセー動物クリニック 池田達雄様	36,500円
カトリック 小牧教会様	5,000円
尾藤 定様	5,000円
犬山商工会議所 親睦ゴルフ大会様	64,000円
岐阜信用金庫様	20,000円
匿名様	100,000円

#### ○物品寄附（R2.1.1～R2.6.10）

高田ひさ江様 手作りマスク50枚  
就労継続支援A型事業所かみふうせん様 不織布マスク1,000枚



就労継続支援A型事業所かみふうせん様

発行者 社会福祉法人犬山市社会福祉協議会  
住所 犬山市松本町四丁目21番地（犬山市民交流センター内）  
電話 (62)2508 FAX(62)9923  
E-mail iihukusi@gld.mmtr.or.jp  
URL http://inuyama-welfare.net/

この広報誌は、会費により再生紙を使って発行しております。